

品川区生活保護世帯に対する法外援護事業要綱

| | | |
|----|------------------|-------------------|
| 制定 | 平成 12 年 3 月 29 日 | 区長決定 要綱第 47 号 |
| 改正 | 平成 13 年 3 月 29 日 | 部長決定 要綱第 68 号 |
| 改正 | 平成 14 年 3 月 15 日 | 部長決定 要綱第 14 号 |
| 改正 | 平成 17 年 3 月 22 日 | 部長決定 要綱第 23 号 |
| 改正 | 平成 24 年 4 月 1 日 | 区長決定 要綱第 118 号 |
| 改正 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 区長決定 要綱第 72 号 |

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）に援護を行うことにより、被保護世帯の自立更生意欲を助長することを目的とする。

(援護の種類)

第 2 条 援護の種類は、次のとおりとする。

- (1) 夏季健全育成費支給
- (2) 就学祝品支給
- (3) 出産祝品支給
- (4) 学童服および運動衣の購入費支給
- (5) 修学旅行支度金支給
- (6) 入浴券支給

(援護の対象者の範囲等)

第 3 条 前条の援護の範囲、支給する金額、品目または援護の方法、時期については、別表に定めるとおりとする。

付則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

| 事業の種類 | 支給対象 | 支給額または支給品目 | 支給方法 | 支給時期 |
|---------------------|--|------------------------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 夏季健全育成費支給 | 7月1日（基準日）現在、被保護世帯 または 7月1～8月15日までに保護開始した被保護世帯の 小学生、中学生 | 1人につき 3,300円 | 現金支給 生活保護費に併せて支給 | 8月 |
| 就学祝品支給 | 3月1日（基準日）現在、被保護世帯の児童で、 4月1日以降小学校に入学予定の児童 | 児童1人につき1品 4,000円相当品 | 現物支給 学童用手提げバック | 3月 |
| 出産祝品支給 | 出産のあった被保護世帯 ※ 死産または出産児が支給までの間に死亡したときは 支給しない ※ 出産後、当該世帯が行方不明等により支給困難のと きは支給しない | 出産1人につき1セット 6,000円相当品 | 現物支給 ベビー用品詰合せセット | 随時 |
| 学童服および運動衣の 購入費支給 | 5月5日（基準日）現在、被保護世帯の小学校、中学校 在籍者（外国人学校初等部および中等部在籍者を含む） ・学童服 小学校 2～6年生 中学校 2～3年生 ・運動衣 小学校 全学年 中学校 全学年 | 1人につき 学童服 11,400円 運動衣 4,100円 | 現金支給 生活保護費に併せて支給 | 5月 |
| 修学旅行支度金支給 | 4月1日（基準日）現在、被保護世帯の小学校6年生、 中学校3年生で修学旅行に参加する在籍者 または 法外援護実施期間、4月1日～12月31日までの間に保 護開始した世帯の小学校6年生、中学校3年生で修学旅 行に参加する在籍者 ※ 児童福祉施設等（精神薄弱施設、肢体不自由児施設、 児童自立センター、盲学校、養護学校、盲ろうあ児 施設、重症心身障害児施設、児童養護施設、ろう学 校）の入所者を除く | 1人につき 小学生 4,300円 中学生 8,500円 | 現金支給 生活保護費に併せて支給 | 5月 実施期間 4月1日～ 12月31日 |

| 事業の種類 | 支給対象 | 支給額または支給品目 | 支給方法 | 支給時期 |
|-------|---|--|---------------|---------------|
| 入浴券支給 | 5月1日（基準日）現在、区内在住の被保護世帯に 4月1日～9月30日までの入浴券 10月1日（基準日）現在、区内在住の被保護世帯に 10月1日から3月31日までの入浴券 ※ 入浴設備のある者を除く ※ 入院および施設入所者を除く | 1人につき 年間60枚 ※ 保護開始月により通減 支給する | 現物支給 共通入浴券 | 6月 12月 |